

焼津市内指定居宅介護支援事業者 様

焼津市健康福祉部地域包括ケア推進課長

運営基準減算について（注意喚起）

日頃より、本市介護保険行政にご理解ご協力を賜り御礼申し上げます。

さて、居宅介護支援につきましては、令和 3 年度介護保険制度改正において、サービス提供の開始に際して利用者へ行う説明の内容が追加され、これに違反した場合には運営基準減算が適用されることとなっています。

令和 2 年度及び令和 3 年度の焼津市介護サービス事業者集団指導資料にも記載しておりますが、改めて内容を周知いたしますので、遺漏のないようお願いいたします。

1. 指定居宅介護支援事業者が、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し説明を行うべき内容（令和 3 年度改正による追加は③④）

- ①居宅サービス計画の作成にあたって、利用者は介護支援専門員に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること
- ②利用者は、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること
- ③前 6 か月間に作成した居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスを位置付けた居宅サービス計画数の割合
- ④前 6 か月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとに、同一事業所によって提供されたものの割合

2. 留意点

- ・ 1. ①～④を記載した文書を交付すること。
- ・ 文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うこと。
- ・ 利用者が理解したことについて、必ず利用者から署名を得ること。
- ・ 当該規定を遵守していない場合は、契約月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算となります。
- ・ ③、④の「前 6 か月間」は、毎年度 2 回、前期（3 月 1 日から 8 月末日）と後期（9 月 1 日から 2 月末日）に作成された居宅サービス計画を対象とし、説明の際は直近の期間の割合を用いてください。
- ・ ③、④については、令和 3 年 4 月以前から契約を結んでいる利用者については、居宅サービス計画見直し時に行うことが望ましいとされています。

担当：事業者指導担当 電話：054-625-7020

(参考)

- ・ 1. の①、②は重要事項説明書の本文中に記載することで足りる。
- ・ ③、④の説明のために交付する文書には以下のような内容を記載する必要があります。

居宅介護支援事業所〇〇〇が、令和____年度（前期・後期）に作成した居宅サービス計画については、以下のとおりです。

- ・ 前6か月間に作成した居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスを位置付けた居宅サービス計画数の割合

訪問介護 _____ %
通所介護 _____ %
地域密着型通所介護 _____ %
福祉用具貸与 _____ %

- ・ 前6か月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとに、同一事業所によって提供されたものの割合（上位3位まで）

※法人ごとではなく、事業所ごとに割合を算出する。

訪問介護	〇〇事業所 ●%	□□事業所 ●%	△△事業所 ●%
通所介護	△△事業所 ●%	☆☆事業所 ●%	〇〇事業所 ●%
地域密着型通所介護	□□事業所 ●%	△△事業所 ●%	☆☆事業所 ●%
福祉用具貸与	〇〇事業所 ●%	□□事業所 ●%	△△事業所 ●%

- ・ 理解したことについての利用者の署名

(※説明文書を重要事項説明書と併せて綴じている場合は重要事項説明書への署名で足りる)

(例)

説明年月日：
法人名：株式会社〇〇〇
代表者名：代表取締役〇〇〇〇
事業所名：居宅介護支援事業所〇〇〇
説明者氏名：

上記の説明を事業者から確かに受け、理解しました。

利用者 住所：焼津市□□□□□

氏名：

(代理人 住所：

氏名：

続柄：